

【対象者向け】子育て応援クーポン「よくある質問Q&A集」

1. 子育て応援クーポンについて

Q：子育て応援クーポンについて、教えてください。

A：子育て応援クーポン（以下、「クーポン」といいます。）は、本社・本店の登記が市内にある法人の店舗及び市内に在住する個人事業主が市内で経営する店舗で使用できる「地域応援券」と全ての取扱店で使用することができる「市内共通券」の2種類がセットになっており、小樽市に住民登録のある対象者1人につき1冊配布します。

Q：配布対象者を教えてください。

A：クーポンの配布対象者は以下のいずれかに該当する方となります。

- (1) 令和5年5月1日時点で小樽市に住民登録のある平成17年4月2日以降に出生した方
- (2) 令和5年5月2日から令和5年10月31日までの間に出生し小樽市に住民登録した方
- (3) 令和5年5月2日から令和5年10月31日までの間に小樽市に転入した平成17年4月2日以降に出生した方

Q：申請手続き方法を教えてください。

A：申請手続きは不要です。

Q：クーポンには、地域応援券と市内共通券があるとのことですが、どのように使用したらいいですか？

A：クーポンは1冊に12枚が綴られています。そのうち6枚が地域応援券で6枚が市内共通券となっております。

取扱店のうち市内に本社・本店がある法人の店舗、市内に在住する個人事業

主が市内で経営する店舗を「地域応援券取扱店」といい、地域応援券、市内共通券とも使用できます。「地域応援券取扱店」以外の取扱店では、市内共通券のみの使用となります。

Q：配布方法を教えてください。

A：配布対象者には令和5年7月21日（金）から7月31日（月）までの間に、簡易書留郵便により対象者が属する世帯の世帯主宛てに順次送付いたします。

Q：クーポンはいつからいつまで使用できますか？

A：令和5年8月1日（火）から令和5年11月30日（木）まで使用できます。

Q：クーポンはどこで使用できますか？

A：取扱店として登録された店舗で使用できます。各取扱店には、「地域応援券取扱店」であるか「市内共通券取扱店」であるかがわかるように、ステッカー・ポスターを掲示しております。

また、小樽市子育て世帯応援クーポン券事業専用のホームページでも、ご確認ください。（<https://otaru-kosodate.com>）

Q：お釣りは出ますか？

A：お釣りは出ません。不足分は現金等でお支払いください。

Q：クーポンが冊子から外れてしまった場合または切り離した場合は使用できますか？

A：使用することができます。

Q：使用期限までに使用できなかったクーポンを換金することはできますか？

A：クーポンの使用期間は、令和5年8月1日（火）から令和5年11月30日（木）までです。使用期間を過ぎてしまうとクーポンを使用することができなくなります。

また、換金をすることはできません。

Q：クーポンを使用できないものはありますか。

A：①不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等）

②消費に当たらないものへの支払い（出資、有価証券の購入等）

③たばこの購入（小売定価以外の販売禁止）

④換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものの購入（商品券、ギフトカード、ビール券、プリペイドカード、郵便はがき、切手、回数券、各種チケット類、印紙等）

⑤性風俗特殊営業やギャンブル等に関わる支払い

⑥公租公課の納付（国税、地方税又は使用料等）

⑦自治体の債権への支払い（水道料金、公立病院受診時の自己負担分、市の指定ごみ袋等）

⑧上記①～⑦のほか、小樽市が不相当と認めるものの支払いには、使用できません。また、取扱店登録をしていない店舗でも使用できません。

Q：クーポンを医療や介護の自己負担分の支払いに使用することはできますか？

A：クーポンの使用対象とならないものとして、公立病院受診時の自己負担等、自治体の債権への支払いは出来ませんが、取扱店の登録を受けた民間の医療機関や介護事業者への支払いには使用できます。

Q：クーポンを商売や事業の支払いに使用できますか？

A：小樽市子育て世帯応援クーポン券事業の趣旨としては、消費を喚起することを目的としていることから、ご商売・事業での支払いには使用できません。

Q：クーポンを紛失してしまいましたが、どうすればよいですか？

A：クーポンを紛失された場合、再発行はできませんので大切に保管してください。

Q：クーポンが汚損・破損した場合は、どのような扱いになりますか？

A：通し番号が確認でき、かつ、券面の面積が3分の2以上残っているなどの条件を満たしていれば使用できる場合がございますので、詳しくは、「おたる商品券・クーポン券事務処理センター」(TEL24-1589)までご相談ください。